

# 公益財団法人 南信州・飯田産業センター 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人 南信州・飯田産業センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長野県飯田市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、飯田下伊那における地域内産業の健全な発展を図るため、企業の自立的で創造的な活動を支援する事業等を行うと共に、施設の管理運営に関する事業を行い、活力ある地域経済社会の形成と基盤強化に貢献し、もって地域住民の生活向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 新製品又は新技術開発の研究支援に関する事業
- (2) デザイン開発又はブランド化支援に関する事業
- (3) 地場産品普及のための展示、販売、実演等の支援に関する事業
- (4) 人材養成のための教育研修及び実習に関する事業
- (5) 経営相談、技術相談及び指導に関する事業
- (6) 情報の収集及び提供に関する事業
- (7) 産業技術に関する試験、検査、分析、評価、証明書等の発行及び技術的支援等に関する事業
- (8) 産業センターの管理運営に関する事業
- (9) 工業技術センター及び飯田EMCセンターの管理運営に関する事業
- (10) ビジネスネットワーク支援センターの運営に関する事業
- (11) 航空宇宙産業クラスター拠点施設の管理運営に関する事業
- (12) 国及び地方公共団体等からの、委託事業及び施設等の管理・運営に関する事業
- (13) 前号までに掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認める事業

### 第3章 資産及び会計

(財産の種類)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 別表第1の財産
  - (2) 公益財団法人への移行登記日以降に、基本財産とすることを指定して寄付された財産
  - (3) 公益財団法人への移行登記日以降に、理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込を記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁へ提出しなければならない。
- 3 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その

他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度末日における公益目的取得財産残額を、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員5名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者。

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらものと生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が、評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）、又は、業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会議員を除く。）である者
- ① 国の機関
  - ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人、又は、同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 1 5 号の規定の適用を受ける者をいう。）、又は、認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度の最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第 13 条 評議員に対する報酬は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第 5 章 評議員会

（構成）

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の請求があった時は、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第 18 条 理事長は、評議員会の開催日の 1 週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面若しくは電磁的方法により招集通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 19 条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の中から互選する。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項に規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の

枠に達するまでの者を選任することができる。

(決議の省略)

第 21 条 前条の規定にかかわらず理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面により同意の意思表示したときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には議長及び出席した評議員の中から、その会議において選任された議事録記名人 2 名が、記名・押印しなければならない。

## 第 6 章 役員

(役員の設定)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5 名以上 15 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、3 名以内を副理事長、1 名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事を同法第 9 1 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(選任等)

第 24 条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長並びに専務理事は、理事会において選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねる事はできない。

4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等の親族その他特別の関係のある者の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

5 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係のある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 理事又は監事に異動があった時は、2 週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第 25 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行

する。

- 2 理事長はこの法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長及び専務理事は理事長を補佐し、専務理事はこの法人の業務を執行する。また、理事長に事故のある時は、理事会があらかじめ決定した順序によって理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 4 理事長及び副理事長並びに専務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに、各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要と認めるときは意見を述べる事。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは、その行為をするおそれがあると認めるとき、又は、法令若しくは定款に違反する事実、若しくは、著しい不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を、理事会の日とする招集通知を発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認められるときは、その調査結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又は、その行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめさせることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

#### (任期)

第27条 理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事及び監事は、第23条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第28条 理事及び監事が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなくてはならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は、職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又は、これに堪えられないと認められるとき。

(報酬等)

第29条 理事及び監事の報酬は無報酬とする。ただし、理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問)

第30条 この法人に、任意の機関として、3名以内の顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

- (1) 理事長の相談に応じること
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問の報酬は、無償とする。

## 第7章 理事会

(設置及び構成)

第31条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めのあるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長及び副理事長並びに専務理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行を、理事に一任することができない。



- (1) 重要な財産の処分及び譲受
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 内部管理体制の整備

(種類及び開催)

第 33 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする

- 2 通常理事会は、毎事業年度 2 回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき
  - (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に請求があったとき。
  - (3) 第 26 条第 1 項第 5 号の規定により、監事から招集があった時、又は、監事が招集したとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 前条第 3 項第 3 号後段による場合には、監事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 3 号前段に該当する場合には、その日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに各理事及び監事に通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を招集することができる。
- 6 第 1 項の規定にかかわらず、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事の互選により選ばれた理事を議長とすることができる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事の過半数及び監事の出席がなければ、会議を開くことができない。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第 38 条 理事が、理事会の目的である事項について提案を行い、その提案について、議決権に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第 39 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 25 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名、押印する。ただし、理事長が出席出来ない場合は、出席した理事及び監事の全員が記名、押印しなければならない。

## 第 8 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決を経て変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条並びに第 11 条についても適用する。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、「認定法」という)第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する定款の変更をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合には、遅滞なくその旨を、行政庁に届けなければならない。

(合併等)

第 42 条 この法人は評議員会において、議決権の加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 43 条 この法人は、法人法第 202 条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益認定の取消等に伴う贈与)

第 44 条 この法人が、公益認定の取消の処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消の日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 45 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により、類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第 9 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 46 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するために、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第 47 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第 48 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

## 附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の理事及び監事は次に掲げる者とする。

理 事 長 牧野光朗

副理事長 伊藤喜平 柴田忠昭 秦和陽児

専務理事 萩本範文

理 事 久保田篤 拓山和代 中田恭一 木下龍亮 木下博隆 宮下忠久

矢崎隆司 大平喜則 田中康彦

監 事 小池正充 片桐裕

4 この法人の最初の評議員は、旧主務官庁の認可を受けて評議員選定委員会が定めた次に掲げる者とする。

藤田柳治 山田庄治 高田修 尾澤敏秀 片桐義夫 三石邦英

永井茂美 及川一正 伊藤博 小原美喜男 濱島光男 小栗弘平

澤口忠夫 市瀬和繁 杉本進

#### 附 則

この定款の変更は、平成24年6月25日から施行する

この定款の変更は、平成25年11月26日から施行する

この定款の変更は、平成26年6月23日から施行する

この定款の変更は、平成28年6月23日から施行する

この定款の変更は、平成29年6月27日から施行する

この定款の変更は、平成30年3月19日から施行する

この定款の変更は、平成30年6月27日から施行する

この定款の変更は、平成30年12月11日から施行する

## 別表第1 基本財産

財産種類	場所・物量・金額		
定期預金	飯田信用金庫城東支店	口座番号 0070416	18,000,000 円
	飯田信用金庫城東支店	口座番号 0106293	10,000,000 円
	飯田信用金庫城東支店	口座番号 0106308	10,000,000 円
	飯田信用金庫城東支店	口座番号 0106316	10,000,000 円
	飯田信用金庫城東支店	口座番号 0113905	10,000,000 円
	飯田信用金庫城東支店	口座番号 0113913	10,000,000 円
定期預金	八十二銀行飯田東支店	口座番号 3000039958	38,203,953 円